④

令和８年市議会１１月定例会

報　告　事　項

静　岡　市

目　　次

報告番号	件　　目	頁
報告第３２号	専決処分の報告について（静岡市手数料条例の一部改正について）	3
報告第３３号	専決処分の報告について（市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について）	4
報告第３４号	専決処分の報告について（道路事故による損害賠償の額の決定について）	6
報告第３５号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	7

報告第３２号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、静岡市手数料条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、静岡市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２６日

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第９中「第39条の22第１項」を「第39条の11第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年12月21日から施行する。

報告第３３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２６日

静岡市長　　難　波　喬　司

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成28年静岡市条例第４号）の一部を次のように改正する。

題名中「市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物」を「非常災害廃棄物」に改める。

第１条中「第９条の３の３第２項及び同条第３項」を「第９条の３の３第３項並びに同条第４項及び第５項」に改め、「、法第９条の３の３第１項」の次に「及び第２項」を加え、「届出及び同条第３項」を「届出並びに同条第４項及び第５項」に、「市町村から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置する者」を「非常災害廃

棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者、非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第６条の２第３項後段の規定による処分の委託を受けた者又は特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者、特別管理非常災害廃棄物処理再受託者若しくは法第６条の２第５項後段の規定による処分の委託を受けた者」に改め、「実施した法第９条の３の３第１項」の次に「及び第２項」を加え、「結果及び」を「結果並びに」に改める。

第３条各号列記以外の部分中「第９条の３の３第２項又は同条第３項」を「第９条の３の３第３項又は同条第４項若しくは第５項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第３４号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月１３日

静岡市長　　難　波　喬　司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住　所	氏　名		
円 33,000 （屋根修理費）	＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊	令和８年 ５月２１日 ５月２２日 ＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊	市管理道に生えた雑木の枝が強風で揺れ、隣接する相手方住宅の屋根に接触し、損傷させた事故である。

報告第３５号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２３日

静岡市長　　難　波　喬　司

工事請負契約金額の変更について

工　事　名	契約金額（円）	変　更　概　要
令和５年度環ご第２号 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事 （令和５年１０月１１日議決）	当初 3,007,400,000 第１回変更後 3,048,419,000	工期内に資材価格や労務単価が著しく変動したため、静岡市建設工事請負契約約款第 26 条第６項の規定により、増額の変更を行う。 （当初議決より 41,019,000 円増額(1.36%増)）